

第1号様式（第5条関係）

王寺町雨水タンク設置補助金交付申請書

年 月 日

王寺町長 様

申請者

住所 王寺町

氏名

電話番号

(※王寺町雨水タンク設置補助金交付要件の該当性を審査するため、
王寺町が必要な税情報の公簿等の確認を行うことに同意します。)

王寺町雨水タンク設置補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助金の交付申請金額 (消費税及び 地方消費税は除く。)	雨水タンク本体価格	円
	設置工事費	円
	合計額	円
	※100円未満切捨て、45,000円を上限とする。	
設置場所	王寺町	
タンク数量	基	
貯水容量	リットル	
製品名		
製造会社		
雨水タンクの購入日	年 月 日 (申請は、購入日から6箇月以内とする。)	
添付書類	(1)住宅の位置図 (2)雨水タンクの配置図 (3)領収書及び内訳明細書の写し (4)設置後のカラー写真 (5)その他町長が必要と認めるもの	
誓 約	設置した雨水タンクは、適切に維持管理し、設置場所において 使用します。 また、雨水タンクが転倒しないよう安全対策を実施しました。 氏名	

第2号様式（第6条関係）

王寺町雨水タンク設置補助金交付決定通知書

王寺町指令第 号
年 月 日

様

王寺町長

年 月 日付けで申請のあった王寺町雨水タンク設置補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、王寺町雨水タンク設置補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

補助金交付決定額	円
交付条件	<ol style="list-style-type: none">1 申請者は、自己の責任において雨水タンクの適切な維持管理を行い、事故が発生しないよう安全対策を徹底すること。2 申請者は、本通知書を受領した際は速やかに王寺町雨水タンク設置補助金交付請求書（第4号様式）を町長に提出すること。

第3号様式（第6条関係）

王寺町雨水タンク設置補助金交付却下通知書

王寺町指令第 号
年 月 日

様

王寺町長

年 月 日付けで申請のあった王寺町雨水タンク設置補助金については、下記の理由により却下しましたので、王寺町雨水タンク設置補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

(理由)

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に限り、町を被告として（起訴において町を代表する者は町長となります。）提起することができます。（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であれば、提起することができます。（なお、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを定期することができなくなります。）。

第4号様式 (第7条関係)

王寺町雨水タンク設置補助金交付請求書

年 月 日

王寺町長 様

申請者
住所 王寺町

氏名
電話番号

王寺町雨水タンク設置補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

指令年月日・番号	年 月 日・王寺町指令 第 号
請求金額	円

交付される補助金は、次の金融機関に振り込んでください。

金融機関名	銀行 本店 信用金庫 支店 ゆうちょ銀行 (店番)						
預金種目 口座番号 フリガナ	普通・当座						
名義人氏名							

- ※ 振込先口座は、申請者名義の口座とします。
 - ※ ゆうちょ銀行の場合は、店番を必ず記入してください。
- 第5号様式 (第8条関係)

王寺町雨水タンク廃止届出書

年 月 日

王寺町長 様

交付決定者

住所 王寺町

氏名

電話番号

王寺町雨水タンク設置補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり雨水タンクを廃止の届け出ます。

記

指令年月日・番号	年 月 日・王寺町指令 第 号
廃止の理由	該当する項目を○で囲んで下さい。 廃棄・売却・譲渡 その他 ()
廃止の時期	年 月 日